

徳島県社会福祉審議会の概要

1 設置根拠

社会福祉法 及び 徳島県社会福祉審議会設置条例

2 審議事項 (法第7条)

社会福祉に関する事項の調査審議

3 委員の構成 (法第8条)

① 県議会の議員 ② 社会福祉事業に従事する者 ③ 学識経験のある者

4 委員の任期 (条例第3条)

3年 (平成30年4月1日から平成33年3月31日まで)

5 委員総数 (条例第2条)

40人 (平成30年6月8日現在)

6 組織図

